

## 新東京都GAP認証制度実施細則

5産労農安第157号  
令和5年4月1日

### 第1 差分調査による新東京都GAP認証の取得

新東京都GAP認証制度の実施に伴い、東京都GAP認証取得者のうち残存認証期間が概ね1年以上ある者は、新東京都GAP認証制度のチェックシートに掲げる差分項目のみの調査を受け、認証審査会の審議を経て新東京都GAP認証を取得することができる。ただし、認証期間は、東京都GAP認証取得時に得られた認証期間とする。また、差分調査による新東京都GAP認証の取得は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までに認証取得した場合に限る。

#### 附則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。